

工事实績情報サービス（コリンズ）への登録について

財務課契約チーム

工事实績情報サービス（以下、「コリンズ」という。）につきましては、公共工事発注時における的確な企業選定と施工時のより一層の品質確保に資するため、広く活用されています。

水道局では、平成22年5月発注工事より請負代金額500万円（税込）以上の工事を対象にコリンズへの登録を下記のとおり義務付けることとします。

記

1. コリンズ登録対象工事

工事請負代金額が500万円（税込）以上の建設工事が対象となります。

2. 登録手続

登録の対象となる工事を請負った場合、コリンズに基づき「工事カルテ」を作成し、工事監督員の確認を受けた後、（財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録申請を行ってください。登録申請後に同センターが発行する「工事カルテ受領書」の写しを工事監督員に提出してください。

コリンズへの登録についてのお問い合わせ先

〒107-8416

東京都港区赤坂7丁目10番20号 アカサカセブンスアヴェニュービル

（財）日本建設情報総合センター CORINSセンター

TEL（03）3505-2981 FAX（03）3505-2966

3. 登録の時期

受注時登録

契約締結後10日以内（土日祝日等を除く）に登録申請をしてください。

竣工時登録

工事完成後10日以内（土日祝日等を除く）に登録申請をしてください。

変更登録

工期又は配置技術者等に変更があったときは、変更後10日以内（土日祝日等を除く）に登録申請をしてください。

以上